

みどりしんきん教育カードローン

(一社) しんきん保証基金保証

(2020年1月6日現在)

1. 商品名	○みどりしんきん教育カードローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ①満20歳以上満65歳以下の方で、最終返済年齢が75歳以下の方 ②安定継続した勤務をされている方 ③お申込人の子弟・孫・被扶養親族の方が学校等に就学中または就学予定である方 <対象となる学校> 国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ④当金庫借入について、履行遅延のない方 ⑤当金庫の会員資格を有する方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば当金庫に出資していただき、会員と なることができます。なお、会員となっていたりいただかなくても、ご融資をさせて いただくことが可能な場合もありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。
3. お使いみち	○申込人の子弟・孫・扶養親族等の就学に係る学校等への納付金および就学に係る付 帯費用にご利用いただけます。 ※複数の子弟等がいる場合は、子弟ごとの利用が可能です。 ただし、子弟ごとにそれぞれ契約が必要となります。
4. ご融資形態	○当座貸越および証書貸付
5. ご融資金額	○50万円以上300万円以内(10万円単位) ※同一のお申込人で複数の子弟等の方にご利用の場合は契約極度額の総額500万 円以内
6. ご融資期間	【カードローン期間中】 ○5年以内(1年毎の自動更新) ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学期間が4年を超える場合は、7年以内 ※ただし、卒業予定月の3ヵ月後の月末までを限度とします。 ※卒業予定月の月末以降、新たな貸越はできません。 ※子弟等が進学(例:高等学校→大学、高等学校→予備校)する際、教育カード(当座 貸越)の契約期間延長の申し出があった場合は、契約期間の延長を可能とします。 【証書貸付期間中】 ○3ヵ月以上10年以内
7. ご融資利率	○お借入金利は固定金利で、お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○現在のご融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合せいただくか、「店頭表 示金利表」をご覧ください。
8. ご返済方法	【カードローン期間中】 ○元金返済据置とし、お利息のみ利息支払口座から毎月10日に支払いただきます。 ※元金の返済は当金庫のATM(現金自動預入支払機)及び窓口で随時ご返済が可 能です。 ※入学前、在学中は当座貸越、卒業時は卒業予定月の3ヵ月後の月末までに証書貸 付に切替えていただき毎月返済で返済いただきます。 ※切替開始時期は原則として卒業予定日としますが、ご希望により卒業予定日の 前々月(例えば3月卒業の場合、1月から切替開始)から切替えることも可能です。 ※教育カード当座貸越の貸越契約期限までの一括返済も可能です。 ※子弟等の在学期間中に証書貸付への切替えを希望された場合等については教育カ ード(証書貸付)への切替えが可能です。 【証書貸付期間中】 ○毎月の元利均等または元金均等返済とします。また、ボーナス月の増額返済の併用 もできます。

<p>9. 金利軽減（引下げ金利適用項目）</p>	<p>○お借入時に下表のお取引がある方は、店頭表示の基準金利から最大0.50%金利の引下げをいたします。</p> <table border="1" data-bbox="483 188 1453 322"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 188 1235 232">金利軽減（引下げ金利適用）項目</th> <th data-bbox="1235 188 1453 232">金利引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 232 1235 277">給与振込（申込ご本人様に限る）</td> <td data-bbox="1235 232 1453 277">0.50%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 277 1235 322">しんきん保証基金住宅ローン利用者（無担保住宅ローン含む）</td> <td data-bbox="1235 277 1453 322">0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	金利軽減（引下げ金利適用）項目	金利引下げ幅	給与振込（申込ご本人様に限る）	0.50%	しんきん保証基金住宅ローン利用者（無担保住宅ローン含む）	0.50%
金利軽減（引下げ金利適用）項目	金利引下げ幅						
給与振込（申込ご本人様に限る）	0.50%						
しんきん保証基金住宅ローン利用者（無担保住宅ローン含む）	0.50%						
<p>10. 保証人・担保</p>	<p>○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。</p>						
<p>11. 保証料</p>	<p>○ご融資利率に含まれていますので別途必要ありません。</p>						
<p>12. 必要書類</p>	<p>○ご本人様を確認できる資料 運転免許証をお持ちの方は必ず運転免許証をご用意ください。 運転免許証をお持ちでない方は、健康保険被保険者証、パスポート、写真付住基カード、運転経歴証明書、個人番号カードのいずれかをご用意ください。</p> <p>○所得を証明できる資料 源泉徴収票、公的証明書、確定申告書等 ※極度額100万円以下のお申込につきましては、所得証明資料のご提出は不要です。</p> <p>○子弟等が在学中または就学予定であることを証明できる資料 合格通知書、在学証明書、学生証等</p>						
<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>						
<p>14. その他</p>	<p>○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。</p>						